備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十八　陸上自衛隊鹿追駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道河東郡鹿追町	笹川北十二線十番地
対象防衛関係施設の区域	北海道河東郡鹿追町	笹川北十二線（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道河東郡鹿追町	笹川北十線、笹川北十一線、笹川北十二線、笹川北十三線及び笹川北十四線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十九　陸上自衛隊北恵庭駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	柏木町五百三十一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	柏木町及び幸町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道恵庭市	有明町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大町一丁目から四丁目まで、柏木町（次の図面に示す部分に限る。）、柏木町一丁目から三丁目まで、北柏木町一丁目から五丁目まで、恵央町、幸町一丁目から四丁目まで、桜森（次の図面に示す部分に限る。）、柏陽町一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、文京町一丁目から四丁目まで、牧場（次の図面に示す部分に限る。）、美咲野一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに本町（次の図面に示す部分に限る。）

三十　陸上自衛隊南恵庭駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	恵南六十三番地
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	恵南（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	上長都（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道恵庭市	恵南（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、駒場町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜町三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、白樺町一丁目から四丁目まで、盤尻（次の図面に示す部分に限る。）並びに牧場（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十一　陸上自衛隊島松駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	西島松三百八番地
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	西島松（次の図面に示す部分に限る。）